

介護保険料の算出について

1. 第一号被保険者と認定者数について

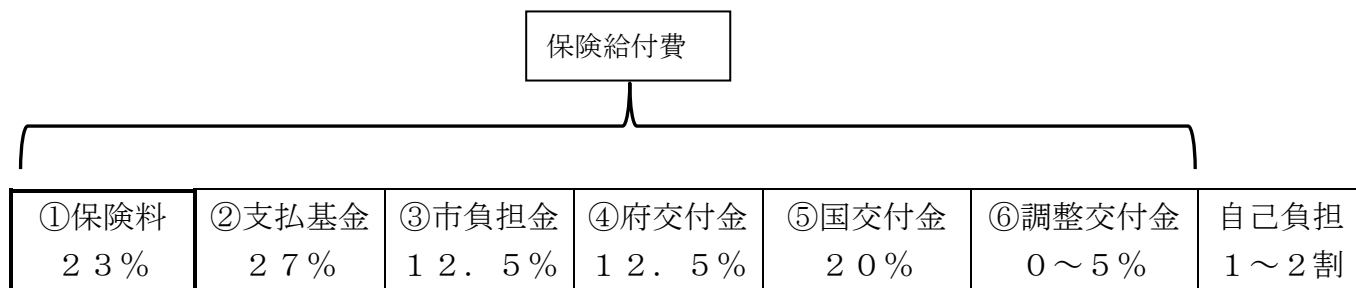
65歳以上人口推計（P96）

	H30	H31	H32	7期計画 合計	6期計画 合計	差
65歳以上	44,860	45,442	45,895	136,197	129,065	7,132
うち前期	24,228	23,813	23,770	71,811	73,029	▲1,218
うち後期	20,632	21,629	22,125	64,386	56,036	8,350

認定者数推計（P99）

	H30	H31	H32	7期計画 合計	6期計画 合計	差
認定者数	7,815	8,160	8,507	24,482	21,632	2,850
うち介護3以上	2,788	2,920	3,054	8,762	7,569	1,193

2. 保険料について



(P108)

保険料は、30～32年度の予想介護給付費等合計を3で割り各年の保険料を算出します。

※30年度から②支払基金が28%から27%、①保険料が22%から23%に改正

(1) 7期計画の保険料について（P112）

	7期計画合計	6期計画合計	差
保険料基準額	8,954,640,000	7,946,923,000	1,007,717,000
標準年間保険料	67,770	63,550	4,220
標準月額保険料	5,648	5,296	352

(2) 保険料基準額の求め方（P111）

$$\{(\text{①介護給付費} + \text{②地域支援事業費}) \times 0.23 + \text{③調整交付金} - \text{④準備基金取崩額}\} \div \text{⑤収納率}$$

①介護給付費（千円）（P 1 1 0）

H 3 0	H 3 1	H 3 2	7 期計画合計	6 期計画合計	差
11,250,206	11,750,158	12,399,037	35,399,401	32,819,165	2,580,236

（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等給付費等を含む）

条件

- 地域密着型介護老人福祉施設：2 施設・59 床 H 3 2
- 特定施設入居者生活介護：10 床
- 看護小規模多機能型居宅介護：1 施設 利用定員 29 名
- 介護医療院：27 床

②地域支援事業費（千円）（P 1 1 0）

H 3 0	H 3 1	H 3 2	7 期計画合計	6 期計画合計	差
885,423	907,903	931,682	2,725,008	1,392,629	1,332,379

平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業が「介護予防・生活支援サービス事業」及び「一般介護予防」を開始。予防給付費から支援事業費へ移行

③調整交付金（千円）

調整交付金相当額（5%）から調整交付金見込み額を引いた額

	7 期計画合計	6 期計画合計	差
調整交付金見込交付割合	3.2%～3.5%	3.13%	
調整交付金不交付額	615,700	623,508	▲7,808

※6 期計画との変更点

調整交付金見込交付割合において、年齢区分が 6 期までの①65～74 歳、②75 歳以上の 2 区分から、①65～74 歳、②75 歳～84 歳、③85 歳以上の 3 区分に変更。各区分加入割合×要介護等発生率の合計を「全国÷和泉市」で求める。ただし、緩和措置として、7 期計画は、2 区分の数値と 3 区分の数値の和を 2 で割る

④準備基金取崩額（千円）（P 1 1 2）

7 期計画合計	6 期計画合計	差
534,444	320,000	214,444

⑤収納率（P 1 1 2）

7 期計画合計	6 期計画合計	差
98.83%	98.53%	0.3%

（参考）

※法改正による保険料 1%影響額（3 年）

385,757,000

3、国標準保険料段階

所得段階	生保	本人	世帯	課税年金収入 +その他合計所得	合計所得金額	基準額 に対する割合
第1段階	●	非課税	非課税	80万円以下		0.50
第2段階		非課税	非課税	80万円超 120万円以下		0.75
第3段階		非課税	非課税	120万円超		0.75
第4段階		非課税	課税	80万円以下		0.90
第5段階		非課税	課税	80万円超		1.00
第6段階		課税			120万円未満	1.20
第7段階		課税			120万円以上 200万円未満	1.30
第8段階		課税			200万円以上 300万円未満	1.50
第9段階		課税			300万円以上	1.70

(参考) 所得の算出

●年金収入 (65歳以上) 年金収入が330万円以下: 所得=年金収入-120万円

●給与収入 給与収入が1,619,000円未満の場合: 所得=給与収入-65万円

合計所得金額が120万円未満とは

年金収入のみ 240万円未満、給与(年金収入120万円未満) 197万2千円未満